

○福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会要綱

平成 17 年 12 月 20 日

告示第 20 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、福岡県介護保険広域連合附属機関に関する条例(令和 5 年福岡県介護保険広域連合条例第 1 号)第 3 条の規定に基づき、福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、地域密着型サービスに関する次の事項について協議する。

- (1) 事業者の指定に関する事。
- (2) 指定基準の設定に関する事。
- (3) 介護報酬の設定に関する事。
- (4) その他、広域連合長が必要と判断した事項に関する事。

(委員)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 保健、福祉及び医療関係者の代表
- (3) 有識者
- (4) その他、広域連合長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の翌々年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けたときのその後任者の任期は、残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福岡県介護保険広域連合事業課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(最初の委員の任命)

- 2 この告示施行後最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則(平成19年1月19日告示第2号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月16日告示第10号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日告示第 17 号)

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 1 日告示第 14 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 5 日告示第 21 号)

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日告示第 11 号)

この告示は、告示の日から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条までの規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。